

# 交通あきた

## 交通安全フォトレポート

わたしたちの地区交通安全協会では、交通事故をなくすための幅広い活動を行っております。  
 あなたの会費で充実した交通安全活動が展開されています。

### ～各地区の活動～



事務局

横断旗の寄贈



鹿角

街頭キャンペーン



大館

街頭キャンペーン



北秋田

街頭キャンペーン



能代

街頭キャンペーン



五城目

学校施設訪問



男鹿

街頭指導



秋田臨港

街頭安全活動



秋田

交通安全教室



由利本荘

街頭キャンペーン



にかほ

交通安全教室



大仙

交通安全教室



美郷

自転車安全教室



仙北

自転車実技講習会



横手

街頭キャンペーン



増田

街頭キャンペーン



湯沢

街頭キャンペーン



羽後

安全運転教室

## 運転免許センターの技能試験コースで運転練習ができます

秋田市にある運転免許センターで、持ち込み車両により運転練習ができます。

**実施日** 4月から11月までの毎月第2土曜日

**場 所** 秋田県警察運転免許センター

**練習時間**  
1回目 10:00～11:00  
2回目 11:00～12:00  
3回目 13:00～14:00  
4回目 14:00～15:00

**使用車両** 自動車保険に加入している持ち込みの普通乗用車（軽乗用車、ワゴン車、RV車を含む）

**申込方法** 練習日の1カ月前から前日まで  
(一社)秋田県交通安全協会  
☎018(896) 5045へ  
電話予約してください。

**料 金** 1回あたり2,000円(延長もできます)

**対 象** 年齢が18歳以上で、運転免許を新たに取得しようとする方や二種免許など技能試験合格をめざしている方、いわゆるペーパードライバーの方など。

## 原付免許取得時講習

原動機付自転車(原付)運転免許を取得する方は、学科試験の他に原付免許取得時講習を受けなければなりません。

原付講習を受けるには、事前予約が必要です。

**実施日** 3月・4月は、月曜から金曜（祝祭日を除く）  
8月は、火曜、水曜、木曜（祝祭日を除く）  
5月、6月、7月、9月、10月、11月は、火曜、木曜（祝祭日を除く）

**場 所** 秋田県警察運転免許センター（秋田市新屋南浜町12-1）

**予 約 先** (一社)秋田県交通安全協会 電話 018(896) 5045

**方 法** 原付免許を受けようとする方は、原付講習を3時間受けなくてはなりませんので、事前に上記予約先に電話予約をして、必要書類、注意事項などを聞いてください。学科試験の可否には関係なく、講習日の10時50分からの受付となります。

### お知らせコーナー

#### 警察署での更新会員は写真不要

会員無料



「免許更新連絡書」の必要なものの欄に「写真1枚」と記載されておりますが、警察署で手続きされる方で交通安全協会へご入会いただいた場合は、写真をサービスいたしますので準備する必要はありません。なお、運転免許センターで更新される方は、写真は不要となっております。

#### 交通安全協会ご入会についてのお願い



交通安全協会は、地域から交通事故をなくすため、  
●交通事故防止運動の実施  
●交通安全の広報啓発活動  
●交通安全功労者・優良運転者等の表彰  
など各種の活動を幅広く進めています。

皆さまからの会費(年500円)は、地域の交通安全を推進するために使われております。交通安全協会の活動にご理解とご協力をお願いいたします。

#### 平成28年4月1日から新制度開始

●入院見舞金・死亡弔慰金制度  
会員の皆様が、交通事故で負傷し30日以上継続して入院治療を受けた場合又は60日以内に亡くなられた場合に見舞金等をお支払いします。

#### ●お得な協賛店制度

秋田県内の協賛店（約200店舗）で、様々な特典が利用できます。協賛店名・特典は、秋田県交通安全協会のホームページに掲載しております。（協賛店への参加については随時受付しております。）

ホームページはこちら



# 令和三年度 通常総会（書面表決）

一般社団法人秋田県交通安全協会の令和三年度通常総会は、新型コロナウイルス感染症の発生拡大防止のため、書面表決にて実施開催されました。

総会（書面表決）では、「令和二年度事業報告並びに収支決算報告」及び「令和三年度事業計画並びに予算案」、「役員を選任又は解任」の議案審議が行われ、いずれの議案も原案どおり全会一致で、五月二十八日（金）承認されました。

役員体制の変更に伴い、新たに一地区の協会長が理事として選任されました。

## ◆ 県協会役員 ◆

理事	桑原 功	会 長
理事	大塚 和行	副会長
理事	長瀬 誠二	副会長
理事	小野 潤	専務理事
理事	石川 倉	
理事	若狭 幸三	
理事	湊 幸三	
理事	杉本 政彦	
理事	遠藤 誠助	
理事	須田 夫	
理事	信田 健夫	
理事	森元 雄大	
理事	藤澤 久淑	
理事	柴田 伸男	
理事	佐藤 吉久	
理事	長崎 安治	
理事	桑原 治	
理事	桑原 修治	
監事	桑原 修治	
監事	桑原 修治	
監事	桑原 修治	
監事	桑原 修治	

## ▶▶▶ 令和3年上半期の交通事故発生状況 ◀◀◀

### ● 県内の人身事故発生状況（1月～6月）

区 分	発生件数	死者数(うち高齢者)	負傷者数
令和2年	620	22(14)	746
令和3年	623	17(12)	725
増 減	3	△ 5(2)	△ 21

#### 上半期の交通事故の特徴

県警察のまとめによると、今年上半期の県内の交通事故は、前年同期と比べて発生件数が増加、死者数と負傷者数が、減少した。

◎全死者数が大幅に減少

◎高齢者の死者数が減少

### ● 死者の状態別被害状況

区 分	計	歩行中	自転車	同乗中	運転中
令和2年	22	4	2	2	14
令和3年	17	10	1	0	6
増 減	△ 5	6	△ 1	△ 2	△ 8

#### 死者の状態別被害の特徴

◎歩行中の死者は増加

◎自転車の死者が減少

◎同乗中の死者は減少

◎運転中の死者が大幅に減少

### ● 死亡事故を起こした者（第1当事者）の年齢別状況

区 分	計	25歳未満	25-65歳未満	65歳以上	その他(不明)
令和2年	22	0	14	8	0
令和3年	17	1	13	3	0
増 減	△ 5	1	△ 1	△ 5	0

#### 第1当事者の年齢別の特徴

◎25歳未満は増加

◎25歳以上65歳未満は減少

◎65歳以上は大幅に減少





令和3年度

# 交通安全ファミリー作文コンクール

作品募集中!!

- 作文の題材** 皆さんの家庭、学校、職場、地域において、交通安全について考え、話し合った内容や、その結果実行していることなどを作文に書いて応募して下さい。
- 応募期間** 令和3年7月9日(金)～9月10日(金) ※当日消印有効
- 応募区分**
  - 小学生の部 ●中学生の部
  - ・1,200字(400字詰め原稿用紙3枚)程度。
  - ・小学1、2年生にあっては、400字から1,200字(400字詰め原稿用紙1～3枚)程度、小学3～6年生にあっては800字から1,200字(400字詰め原稿用紙2～3枚)程度でも可とします。
  - ・応募作品は、応募時点の学年で書いたもの及び未発表のもので、自作のものとし、一人1作品に限ります。
- 送り先** 〒113-0033 東京都文京区本郷1-19-6 田中水道橋ビル4階  
株式会社ジェイレック内「交通安全ファミリー作文コンクール係」  
TEL:03-4218-2139 E-mail:sakubun2021@j-rec1986.co.jp
- 主催：警察庁 (一財)全日本交通安全協会 (公財)三井住友海上福祉財団 (一財)日本交通安全教育普及協会
- 後援：内閣府 文部科学省 ●協賛：全国共済農業協同組合連合会

令和4年使用

# 交通安全年間スローガン(標語)募集

締め切り：令和3年9月30日(木) (当日消印有効)

募集部門	重点テーマ	応募資格	応募方法
<b>☆一般部門A</b> ◎運転者(同乗者を含む)に呼びかけるもの	A-1 交通ルールの遵守と運転マナーの向上 例) 横断歩道等における歩行者保護、運転中のスマートフォン等の使用禁止、他の車への思いやりの気持ち、あたり運転の禁止など A-2 飲酒運転の根絶 A-3 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの正しい着用 A-4 前照灯の早めの点灯 例) 夕暮れ時における前照灯の早めの点灯により歩行者を早く発見すること、自分の車の存在を周囲に知らせるなど A-5 高齢運転者の交通事故防止	どなたでも 応募可  中学生以下 のみ 応募可	個人応募の場合＝複数応募可、はがき1枚に1作品 ①応募部門、重点テーマの番号(一般部門A、Bなど) ②スローガン1点(句読点はつけない) ③住所 ④氏名 ⑤生年月日 ⑥職業(学校名・学年) ⑦電話番号(高校生以下は学校所在地と電話番号併記) を明記してください。  学校・団体・企業など団体応募の場合＝複数応募可、応募用紙1枚に1作品 応募用紙をコピーして使用し、一括送付してください。
<b>☆一般部門B</b> ◎歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの	B-1 交通ルールの遵守と交通マナーの向上 例) 横断歩道等における交通ルールの遵守など、歩行者は、回り道でも横断歩道を横断すること、横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、車の直前・直後や横断が禁止されている場所を横断しないことなど 例) 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 例) ながら運転の禁止 B-2 夕暮れ時と夜間における交通事故防止 例) 反射材用品、ライトの活用 B-3 自転車の安全利用 例) 自転車は、歩行者と衝突した場合は加害者となり、自動車と衝突した場合は被害者になるという両面を持っていること 例) 全ての年齢層に対する乗車用ヘルメットの着用、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道よりを徐行		
<b>☆こども部門</b> ◎子供たちに交通安全を呼びかけるもの	重点テーマは特に定めなし		

**送り先** 〒100-8051 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 毎日企画サービス内「交通安全年間スローガン」事務局  
TEL:03-6265-6815

- 主催：(一財)全日本交通安全協会 毎日新聞社
- 後援：内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 NHK(予定含む)
- 協賛：全国共済農業協同組合連合会

## ハンドルキーパー運動

「ハンドルキーパー運動」酒類を提供するお店の方へ  
を定着させよう!



「ハンドルキーパー運動」の趣旨をご理解いただきご協力ください。

1. お客様が、お車で来店されたかどうか確認ください。
2. その時に、どなたがお車を運転するのか(ハンドルキーパー)をご確認ください。
3. お車を運転する方(ハンドルキーパー)には、アルコール類を提供しないでください。
4. お車を運転する方(ハンドルキーパー)には、目印となるものをお渡しするか、目印になるものを席に置いてください。
5. お客様が運転代行等を依頼して帰られる時は、その確認ができるまでお車のキーをお預かりください。

## TSマークを貼った自転車は 保険もついて安心・安全



自転車利用中の事故が後を絶ちません。もしも、の時に備え「TSマーク」の付いた安全な自転車に乗りましょう。

自転車安全整備店で、点検・整備を受けると申込みにより「TSマーク」が自転車に貼られます。

TSマークには、傷害・損害賠償保険が付いています。(有効期限は一年間)